

奈良県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十一月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十九号

奈良県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則（平成十七年三月奈良県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

表二の項中チをトとし、キからタまでをコからテまでとし、カをクとし、クの次に次のように加える。

ケ 観光施設の運営業務に関する役務の提供を受ける契約

表二の項長期継続契約を締結することができる契約の欄中オをキとし、イからエまでをエからカまでとし、アの次に次のように加える。

イ 相談等の支援業務に関する役務の提供を受ける契約

ウ 歳入の徴収又は収納の事務に関する役務の提供を受ける契約

附 則

この規則は、公布の日から施行する。